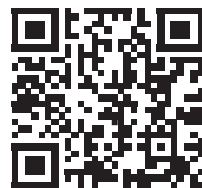


中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

補助金
事務局

支援

中堅・
中小
企業

【事務局HP】

<https://seichotoushi-hojo.jp/>

中小企業	●
小規模	
支援機関	
自治体	
その他	●

概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

補助対象者

中堅・中小企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社（※注）等）
（※注）単体ベース

補助上限額

50億円（補助率1/3以下）

事業期間

交付決定日から最長で令和10年12月末まで

対象要件

①投資額20億円以上 ※100億宣言企業は投資額15億円以上
（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）

②賃上げ要件

（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上※100億宣言企業は4.5%以上）

対象経費

建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、
ソフトウェア費、外注費、専門家経費

スケジュール

5次公募終了 次回公募につきましては、決まり次第お知らせいたします。



工場や倉庫、販売拠点などの
新設や増築



最先端の機械や
省力化できる設備の購入



ソフトウェアの
購入や情報システムの構築

中小企業成長加速化補助金

補助金
事務局中小
企業

中小企業	●
小規模	
支援機関	
自治体	
その他	●

【事務局HP】

<https://growth-100-oku.smrj.go.jp/>

概要

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助対象者

売上高100億円を目指す中小企業
(売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。)

補助上限額

5億円（補助率1/2）

事業期間

交付決定日から24か月以内

対象要件

- ①「100億円宣言」を行っていること
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/100oku/index.html>
- ②投資額1億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）
- ③賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、4.5%以上）



対象経費

建物費（拠点新設・増築等）、機械装置費（器具・備品費含む）、
ソフトウェア費、外注費、専門家経費
※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外です。

スケジュール

2次公募終了 次回公募につきましては、決まり次第お知らせいたします。



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

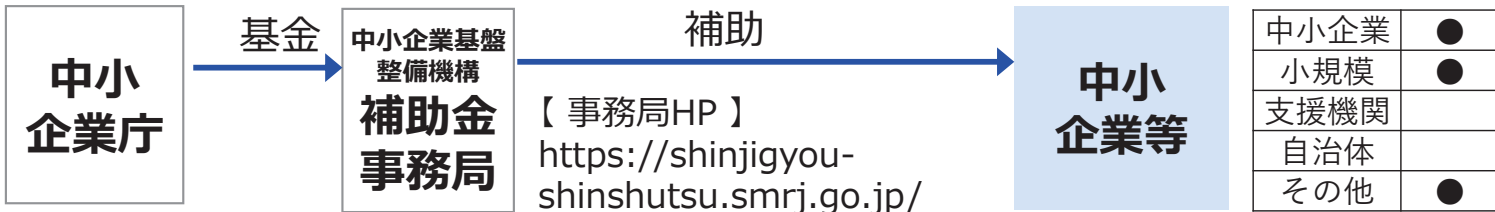
お問合せ先：地域経済課(082-224-5684)

公募中

新規事業への挑戦を目指す中小企業の
設備投資を促進!!

補助金

中小企業新事業進出補助金



概要

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進します。

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21~50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51~100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2
基本要件	中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、 (※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること) ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、 又は給与支給総額の年平均成長率+2.5%以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3~5年の事業計画に取り組むこと。
補助事業期間	交付決定日から14か月以内(ただし採択発表日から16か月以内)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

公募期間

(第4回公募)
公募要領公開：3月末(予定)
電子申請受付：未定
採択結果発表：未定

お問合わせ先

補助金事務局 コールバック予約システム
(予約した日時に、コールセンターから電話がもらえるシステム)
<https://shinjigyoushinshutsu.smrj.go.jp/callback>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業（デジタル化・AI導入補助金）

- デジタル化・AI導入補助金2026 事務局HP
<https://it-shien.smri.go.jp/>
- 中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター
Tel:0570-666-376 (IP電話:050-3133-3272)



中小企業	●
小規模	●
支援機関	●
自治体	
その他	●

概要

○通常枠

- 生産性の向上に資するITツール（ソフトウェア、サービス）の導入費用を支援します。
- クラウド利用料を最大2年分補助し、保守運用等の導入関連費用も支援します。

○複数者連携デジタル化・AI導入枠

- 10者以上の中小企業・小規模事業者等が連携した、インボイス制度への対応やキャッシュレス決済を導入する取組等を支援します。導入や活用に向けた事務費・専門家経費も補助対象です。

○インボイス枠（インボイス対応類型）

- インボイス制度への対応に特化した支援枠で、会計・受発注・決済ソフトに加え、PC・タブレット・レジ・券売機等のハードウェア導入費用も支援します。
- 小規模事業者は最大4/5補助し、補助下限は無く、安価なITツール導入も支援します。

○インボイス枠（電子取引類型）

- 取引関係における発注者（大企業を含む）が費用を負担してインボイス対応済の受発注ソフトを導入し、受注者である中小企業・小規模事業者等が無償で利用できるケースを支援します。

○セキュリティ対策推進枠

- 独立行政法人 情報処理推進機構（IPA）が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているセキュリティサービスの利用料を支援します。

	通常枠	複数者連携デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
対象経費	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分) ・導入関連費	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分) ・導入関連費 ・ハードウェア購入費 ・消費動向等分析経費(b) ・事務費、専門家費(c)	・ソフトウェア購入費 ・クラウド利用料 (最大2年分) ・導入関連費 ・ハードウェア購入費(2)	・クラウド利用料 (最大2年分)	・サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料 (最大2年分)
補助額	ITツールの業務領域が 1~3まで：5~150万円 4以上：150~450万円	(a)：インボイス対応類型と同額 (b)：50万円×構成員数 ※(a)、(b)合わせて~3000万円 (c)：~200万円	(1)1機能：~50万円 2機能以上：~350万円 (2)PC・タブレット：~10万円 レジ・券売機：~20万円	~350万円	5~150万円
補助率	1/2 最低賃金近傍の事業者※：2/3	(a)：インボイス対応類型と同率 (b)・(c)：2/3	(1)~50万円：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円~350万円：2/3 (2)：1/2	2/3 (大企業：1/2)	1/2 (小規模事業者：2/3)

※令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未満で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者

公募期間（予定）

申請枠・申請類型	申請受付開始	1次締切	2次締切	3次締切	4次締切
通常枠	3/30 (月)	5/12 (火)	6/15 (月)	7/21 (火)	8/25 (火)
インボイス枠 (インボイス対応類型・電子取引類型)					
セキュリティ対策推進枠					
複数者連携デジタル化・AI導入枠		6/15 (月)	8/25 (火)	-	-

お問合せ先：デジタル経済課 (082-224-5708)

公募中

省力化できる機械を購入したい

補助金

中小企業省力化投資補助金（一般型）



概要

「中小企業省力化投資補助金」は、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

このうち「一般型」では、人手不足の中小企業などが省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性の年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

補助上限額等

従業員数	補助上限額※1	補助率※2
5名以下	750万円（1,000万円）	中小企業；1/2 小規模・再生事業者；2/3
6～20名	1,500万円（2,000万円）	
21～50名	3,000万円（4,000万円）	
51～100名	5,000万円（6,500万円）	
101名以上	8,000万円（1億円）	

※1 カッコ内の金額は、補助上限額を250～2,000万円上乘せする「大幅賃上げ特例」適用後の上限額。給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加かつ事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準が要件。最低賃金引上げ特例事業者は除く。

※2 補助率を2/3に引上げる「最低賃金引上げ特例」あり。2024年10月から2025年9月までの間で、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員の30%以上である月が3か月以上あること。補助金額1,500万円までが引上げ対象。小規模・再生事業者は除く。

対象経費

機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費

スケジュール

（第6回公募）

電子申請受付：令和8年4月中旬～令和8年5月中旬（予定）

採択発表日：令和8年8月下旬（予定）

補助事業期間：交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月後の日まで）

お問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター

ナビダイヤル 0570-099-660

（IP電話等からのお問い合わせ先）03-4335-7595

9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く）

公募中

省力化できる機械を購入したい

補助金

中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）



概要

「中小企業省力化投資補助金」は、人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

このうち「カタログ注文型」では、中小企業などが省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性の年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組みものが対象です。

（特徴）

- 対象製品のリスト（カタログ）に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択
- 申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能
- 省力化製品の「販売事業者」との共同申請。「販売事業者」は、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポート
- 複数回の応募・交付申請が可能（各申請の補助額の合計が補助上限額に達するまで）

補助上限額等

補助対象	従業員数	補助上限額※	補助率※
補助対象として カタログに登録された製品	5名以下	200万円（300万円）	1/2以下
	6～20名	500万円（750万円）	
	21名以上	1,000万円（1,500万円）	

※カッコ内の金額は、補助上限額を上乗せする「大幅賃上げ特例」適用後の上限額。事業終了時に給与支給総額を+6.0%以上増加かつ事業場内最低賃金を+45円以上増加する計画が対象

対象経費

省力化製品の製品本体価格、導入経費（設置作業・運搬費、動作確認の費用等）

スケジュール

随時申請受付中

お問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター

ナビダイヤル 0570-099-660

（IP電話等からのお問い合わせ先）03-4335-7595

カタログ登録サポートセンター（製品カタログに製品を登録するためのサポート等）

03-6746-1530

公募中

新製品・新サービスの開発に必要な
機械を購入したい

補助金

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



概要

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(通称「ものづくり補助金」)は、中小企業等が行う、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取組を支援する制度です。

補助上限額等

	補助上限額※ ¹ (補助下限額は100万円)		補助率※ ²
従業員数	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠	中小企業 1/2
5名以下	750万円	3,000万円	小規模企業・小規模事業者及び再生事業者 2/3
6～20名	1,000万円		
21～50名	1,500万円		
51名以上	5,000万円		

※1 従業員数規模に応じて補助上限額を100万～1,000万円引上げる「大幅賃上げ特例」あり。給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加かつ事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準が要件。ただし、各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。

※2 補助率を2/3に引上げる「最低賃金引上げ特例」あり(小規模・再生事業者は除く)。2024年10月から2025年9月までの間で、補助事業の主たる実施場所で雇用している従業員のうち、「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が30%以上である月が3か月以上あること。

対象経費

<共通> 機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費
<グローバル枠のうち海外市場開拓(輸出)のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

スケジュール

(第23次公募)

電子申請受付：令和8年4月3日(金)17時～令和8年5月8日(金)17時

採択発表日：令和8年8月上旬頃(予定)

補助事業期間：

【製品・サービス高付加価値化枠】

交付決定日から10か月(ただし採択発表日から12か月後の日まで)

【グローバル枠】交付決定日から12か月(ただし採択発表日から14か月後の日まで)

お問合せ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター

050-3821-7013

10:00～17:00(土日祝日及び12/29～1/3を除く)

R7補正

補助金

公募中

販路開拓を行いたい 小規模事業者持続化補助金 ＜一般型・通常枠＞



中小企業	
小規模	●
支援機関	
自治体	
その他	

【商工会議所エリアの方はコチラ】 <https://r6.jizokukahojokin.info/>

【商工会エリアの方はコチラ】 https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/



商工会議所



商工会

支援概要

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等に係る費用の一部を補助します。

補助対象

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

補助上限 補助率

補助上限：**50万円（下記特例を活用した場合は最大250万円）**
補助率：**2/3**

特例

インボイス特例：**50万円上乘せ**
賃金引上げ特例：**150万円上乘せ**
上記特例の要件をともに満たす事業者：**200万円上乘せ**

特例要件

インボイス特例：免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者
賃金引上げ特例：事業場内最低賃金を+50円以上とした事業者

スケジュール 第19回

電子申請受付：令和8年3月6日（金）～4月30日（木）17:00
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：令和8年4月16日（木）
補助事業期間：交付決定日～令和9年6月30日（水）

活用事例

活用事例①

※青字が本補助金の対象経費

観光ぶどう園を有する喫茶店においてフリーズドライ製品を販売するため、洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成。高級スーパー等の新たな販路への商談に活用。

活用事例②

醤油製造業者が、事前のテストマーケティングを実施の上、新たな原材料に対応した機械装置を導入するなどして、新商品を開発。海外向け展示会に出展し、新規顧客を獲得。

お問合せ先：小規模事業者持続化補助金事務局

商工会議所エリア：03-6634-9307

商工会エリア：地域の商工会

※9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

R7補正

補助金

公募中

販路開拓を行いたい 小規模事業者持続化補助金 ＜創業型＞



支援概要

創業後1年以内の小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等に係る費用の一部を補助します。

補助対象

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

補助上限 補助率

補助上限：200万円（下記特例を活用した場合は最大250万円）
補助率：2/3

特例要件

免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者は、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。

申請要件

産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業による支援」を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去1か年の間であること。
※創業後、事業開始前の事業者も対象となります。また、申請には、認定市区町村が発行した、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写しが必要になります。

スケジュール 第3回

電子申請受付：令和8年3月6日（金）～4月30日（木）17：00
※事業支援計画書（様式4）発行の受付締切：令和8年4月16日（木）
補助事業期間：交付決定日～令和9年6月30日（水）

活用事例

活用事例①

※青字が本補助金の対象経費

地域食材を活用したレストランを開業。**店舗改装**及び**インターネット・SNS**広告を行うことで、多様な顧客層獲得による売上向上を図る。

活用事例②

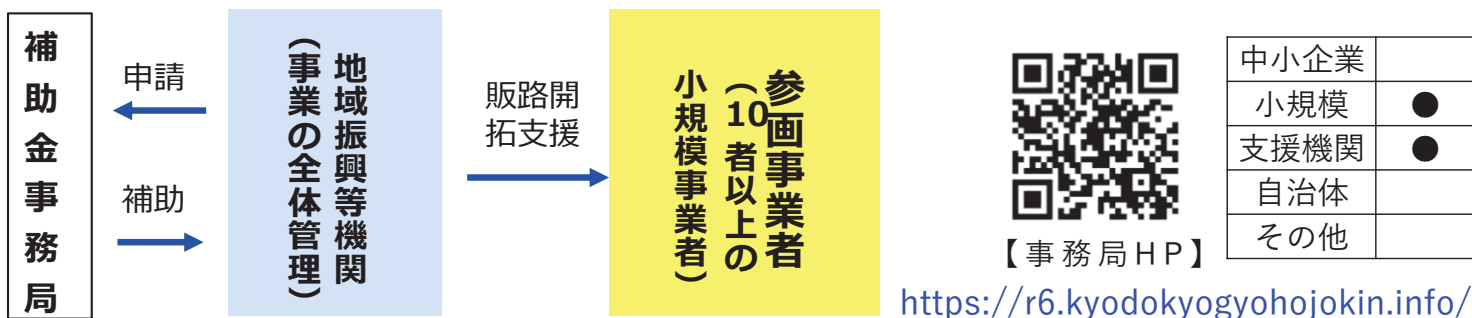
金属加工業を開業。**ロボット溶接機械**を導入することで、技術革新による事業の拡大及び生産性の向上を図る。

お問合せ先：小規模事業者持続化補助金＜創業型＞事務局

03-6739-3890

※9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

販路開拓を支援する機関の皆様へ
小規模事業者持続化補助金
 <共同・協業型>



概要

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関（以下「地域振興等機関」）が、小規模事業者（※）（以下「参画事業者」）を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援します。

【地域振興等機関とは】

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関であり、次の①~④のいずれかに該当する機関

- ①商工会法、商工会議所法に基づき設立された法人
- ②中小企業等協同組合法に規定する都道府県中小企業団体中央会
- ③商店街振興組合法に規定する商店街振興組合、商店街振興組合連合会
- ④中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合などの法人化されている組織
- ⑤地域の企業の販路開拓につながる支援を事業として行っている法人

【小規模事業者】

常時使用する従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、「サービス業のうち宿泊業・娯楽業」または「製造業その他」の場合20人以下である事業者

本事業の
類型

- ①展示会・商談会の取組
商談目的の展示会・商談会（主催または他者主催への出展）で展示・宣伝を行い、支援する参画事業者の商品・サービスの特長または価値が顧客に伝わることによって、参画事業者の新たな取引先を増加させる取組。
- ②催事販売の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの物販会や即売会（主催または他者主催への出展）により、参画事業者の売上高増加を支援する取組。
- ③マーケティング拠点の取組
支援する参画事業者の商品・サービスの想定ターゲットを明確化し、補助事業を通じて、想定ターゲットに具体的かつ継続的なマーケティングを行う拠点・仕組みを構築する取組。

補助対象

会場の設営費・内装等の工事費、会場借料、機器・機材の借料、広報費、旅費など

補助上限
補助率

補助上限：1申請者あたり、1公募回につき**5,000万円**
 補助率：参画事業者は**2/3**、地域振興等機関は**定額**

スケジュール
第2回

次回公募につきましては、決まり次第お知らせいたします。

お問合せ先：小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>事務局

kkkr6@kyodokyogyohojokin.info

03-6634-8730 ※9:30~12:00、13:00~17:00（土日祝、年末年始の休業日を除く）

目的別支援施策一覧 目的別に補助金等の施策を掲載しています。

起業・創業

○起業女子応援ナビ@中国地域ネットワーク

地域の産業・創業支援機関や金融機関、民間事業者等により構成されるネットワークにより、起業を志す女性や創業間もない女性起業家を支援します。

お問い合わせ先: イノベーション推進課(082-224-5680)

URL: <http://woman.cnbc.or.jp/>

対象者				
中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
				●



○中国地域女性ビジネスプランコンテストSOERU

独自の審査観点(ワークライフバランス等)を取り入れたコンテストを通じて、ロールモデルとなる女性起業家を発掘します。女性の活躍を応援する多くの地域企業様にサポーターとして参画いただいております、受賞者は様々な支援を受けています。

お問い合わせ先: イノベーション推進課(082-224-5680)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
				●



新商品・新技術・新サービスの開発

○成長型中小企業等研究開発支援事業(Go-Tech事業)＜補助金＞

中小企業者等が大学・公設試等の研究機関と連携して行う、事業化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発及び販路開拓への取組を支援します。

公募期間: 令和8年2月16日(月)~令和8年4月17日(金)17時締切

補助率: 中小企業者等(補助率: 2/3以内)、大学・公設試等(補助率: 定額)

補助金額: ①通常枠...単年度4,500万円以下、2年度合計7,500万円以下、3年度合計9,750万円以下

②大型研究開発枠...単年度1億円以下、2年度合計2億円以下、3年度合計3億円以下

※詳細は、公募要領をご覧ください。

※本事業の内容は、令和8年度当初予算案に基づくものであり、当該予算案の成立が前提となっています。

今後の国会審議次第では事業内容等が変更される可能性がありますので、予めご了承ください。

お問合せ先: イノベーション推進課(082-224-5680)

URL: <https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/hojyokin/kobo/2026/260216001.html>

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●	●		●

経営改善・事業承継

○事業承継・M&A補助金＜補助金＞

中小企業の生産性向上、持続的な質上げに向けて、事業承継に際しての設備投資やM&A・PMIの専門家活用費用等を支援します。本補助金は、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠、④廃業・再チャレンジ枠の4類型から構成されます。

- ①事業承継促進枠
5年以内に事業承継を予定している場合の設備投資等に係る費用を補助します
- ②専門家活用枠
M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用(※)、表明保証保険料等)を補助します
(※)FA・仲介費用については「M&A支援機関登録制度」に登録されたFA・仲介業者による支援に係る費用のみ補助対象です
- ③PMI推進枠
M&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等)を補助します
- ④廃業・再チャレンジ枠
事業承継・M&Aに伴う廃業に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助します
(※)④廃業・再チャレンジ枠は、①事業承継促進枠、②専門家活用枠、③PMI推進枠の事業統合投資類型と併用できません

補助上限・補助率:

①事業承継促進枠

補助率: 1/2・2/3 ※中小企業者等のうち、小規模事業者に該当する場合: 2/3

補助上限: 800~1,000万円 ※一定の質上げを実施する場合、補助上限を800万円から1,000万円に引き上げ

②専門家活用枠

買い手支援類型

補助率: 1/3・1/2、2/3 ※100億企業要件を満たす場合: 1,000万円以下の部分は1/2、1,000万円超の部分は1/3

補助上限: 600万円~800万円、2,000万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算
100億企業要件を満たす場合、2,000万円まで補助上限額を拡大

売り手支援類型

補助率: 1/2・2/3 ※①赤字、②営業利益率の低下(物価高影響等)のいずれかに該当する場合: 2/3

補助上限: 600万円~800万円 ※800万円を上限に、DD費用の申請する場合200万円を加算

小規模売り手支援類型【※15次公募から新設(予定)】

補助率: 2/3

補助上限: 450万円

③PMI推進枠

PMI専門家活用類型

補助率: 1/2

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

④廃業・再チャレンジ枠

補助率:1/2・2/3 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、各事業における事業費の補助率に従う
補助上限:150万円 ※事業承継促進枠、専門家活用枠、事業統合投資類型と併用申請する場合は、それぞれの補助上限に加算

公募期間:1月30日(金)~4月3日(金)17:00予定【第14次公募】

申請受付期間:2月27日(金)~4月3日(金)17:00予定

お問合せ先:事業承継・引継ぎ補助金事務局<URL <https://shoukei-mahojokin.go.jp/>>

①事業承継促進枠/④廃業・再チャレンジ枠 050-3192-6274

②専門家活用枠 050-3145-3812

③PMI推進枠 050-3192-6228

中国経済産業局 経営支援課 082-224-5658

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

○経営改善計画策定支援事業

財務上の問題を抱えており金融支援を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

補助率:2/3

補助上限額:

①通常枠

DD・計画策定支援費用 200万円
伴走支援費用(モニタリング費用) 100万円
金融機関交渉費用 10万円

②中小版GL枠

DD費用等 300万円
計画策定支援費用 300万円
伴走支援費用 100万円

お問合せ先:各県の中小企業活性化協議会もしくは中小企業課(082-224-5661)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

○早期経営改善計画策定支援事業

資金繰り管理や採算管理等の早期の経営改善を実施する中小企業・小規模事業者が、外部専門家(認定支援機関)の助けを得て実施する早期経営改善計画の策定を支援します。

補助率:2/3

補助上限額:

①通常枠

計画策定支援費用 15万円
伴走支援費用 5万円
伴走支援費用(決算期) 5万円

②経営者保証解除枠

計画策定支援費用 15万円
伴走支援費用 5万円
伴走支援費用(決算期) 5万円
金融機関交渉費用 10万円

お問合せ先:各県の中小企業活性化協議会もしくは中小企業課(082-224-5661)

知的財産

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

○海外出願支援事業<補助金>

外国への事業展開を計画している中小企業等に対して、特許・実用新案・意匠・商標の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

補助率:1/2

補助上限額:1企業あたり300万円

案件ごとの上限額:特許150万円、商標・意匠・実用新案60万円、冒認対策商標30万円



公募期間:各地域実施機関によって異なりますので、お問い合わせください。

お問合せ先:各地域実施機関(詳細は下記URL参照)もしくは知的財産室(082-224-5680)

URL:https://www.jpo.go.jp/support/chusho/shien_gaikokusyutugan.html

○特許料等減免制度

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

中小企業等を対象に、「出願審査請求料」、「特許料(第1年分から第10年分)」、「PCT国際出願に係る手数料」を軽減・支援する措置を講じています。

お問合せ先:(旧減免制度※1について)知的財産室(082-224-5680)

(新減免制度※2について)特許庁総務部総務課調整班(代表 03-3581-1101 内線2105)

※1:2019年3月31日以前に審査請求をした案件の減免制度

※2:2019年4月1日以降に審査請求をした案件の減免制度

<https://www.jpo.go.jp/system/process/tesurvo/genmen/genmensochi.html>

○もうけの花道(知的財産を学べる動画サイト)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●	●	●	●

知的財産(知財)をビジネスにどう活かすか。インタビューを通じて収集した中小企業の知財活用事例動画、知財を意識しなかったことで起こりがちな失敗事例を楽しく学べるアニメ等、中国経済産業局が自信を持って提供する、「知財を学べる」学習コンテンツです。

お問合せ先:知的財産室(082-224-5680)

URL:<https://www.chugoku.meti.go.jp/ip/>



販路開拓(国内外)

設備投資(生産性向上・省エネ)

○ 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進支援事業

災害発生時に石油製品の供給拠点となる中核SS及び住民SSに一定の燃料備蓄を行い、石油製品の安定供給を確保し、SSネットワークの維持・強化を支援するための取組に国と自治体が連携して補助を支援します。

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●			

公募期間: 2025年3月31日(月)～2025年12月19日(金)

お問合せ先: 資源・燃料課 (082-224-5722)
(詳細) 全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0115>

○ 先進的技術開発等支援事業

カーボンニュートラル・過疎化・人手不足等に対応した新たな燃料供給体制確立を図る取り組みを支援します。

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●	●	●	

公募期間: 2025年4月17日(木)～2025年9月30日(火)

お問合せ先: 資源・燃料課 (082-224-5722)
(詳細) 全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0111>

○ 自治体によるSS承継等に向けた取組支援事業

地域における新たな燃料供給体制の推進、燃料の安定供給の確保を図るための事業に要する経費を補助します。

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
●	●		●	

公募期間: 2025年4月17日(木)～2025年9月30日(火)

お問合せ先: 資源・燃料課 (082-224-5722)
(詳細) 全国石油商業組合連合会のHP

<https://www.zensekiren.or.jp/06contents01/01/0101/0110>

○中小企業新事業進出補助事業

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を促進します。

(第4回公募)
公募期間:2026年3月末公募要領公開(予定)
申請受付期間:未定

お問合せ先:中小企業新事業進出補助事業 事務局
<https://shinijigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>
コールバック予約システム
<https://shinijigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/callback>



○中小企業省力化投資補助事業

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助する制度です。
この補助事業には、人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入する【一般型】と、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入する【カタログ注文型】の2種類の制度があります。

公募期間:
【一般型】(第6回公募)2026年3月13日(金)~2026年5月中旬(予定)
【カタログ注文型】2024年6月25日(火) ~ 随時受付中(令和9年3月末まで)

お問合せ先:中小企業省力化投資補助事業 事務局
<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>
中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
ナビダイヤル(0570-009-660)
IP電話等からのお問い合わせ先(03-4335-7595)

○ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助事業

中小企業等が行う、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取組を支援する補助事業です。

(第23次公募)
公募期間:2026年2月6日(金)~2026年5月8日(金)17:00まで
申請受付期間:2026年4月3日(金)17:00~2026年5月8日(金)17:00まで

お問合せ先:ものづくり補助金事務局総合サイト
<https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>
ものづくり補助金事務局サポートセンター
電話番号 050-3821-7013(受付時間10:00-17:00、ただし土日祝及び12/29-1/3除く)

○小規模事業者持続化補助金<一般型・通常枠>

小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等に係る費用の一部を補助します。

申請受付期間(第19回):2026年3月6日(金)~4月30日(木)17:00まで

お問合せ先:小規模事業者持続化補助金事務局

商工会議所エリア:03-6634-9307

商工会エリア:地域の商工会

※9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
	●			

○小規模事業者持続化補助金<創造型>

創業後1年以内の小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等に係る費用の一部を補助します。

申請受付期間(第3回):2026年3月6日(金)~4月30日(木)17:00まで

お問合せ先:小規模事業者持続化補助金<創造型>事務局

03-6739-3890

※9:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日、年末年始の休業日を除く)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
	●			

○小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>

地域に根付いた企業の販路開拓を支援する機関(以下「地域振興等機関」)が、小規模事業者を集め、展示会や商談会、催事販売、マーケティングの拠点を活用し、参画事業者の販路開拓を支援する取組について支援します。
公募期間、申請受付期間:時期が決まり次第お知らせいたします。

お問合せ先:小規模事業者持続化補助金<共同・協業型>事務局

kkrg@kyodokogyovohojoikin.info

03-6634-8730

※9:30~12:00、13:00~17:00(土日祝、年末年始の休業日を除く)

中小企業	小規模	支援機関	自治体	その他
	●	●		

商業・まちづくり